虐待防止マニュアル

　　　　　玉川橋funパーク

**１．子どもへの虐待とは**

児童虐待の定義（児童虐待防止法より）

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）

二児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（性的虐待）

三児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠る（ネグレクト）

四児童に著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）虐待とは「不適切な関わり」全般を指し、平成16年の法律改正では、

1. 保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置すること（ネグレクト）

②子どもの目前での配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）も、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば、心理的虐待として「児童虐待」に含まれることになった。

**２．虐待における放課後等デイサービスの役割**

児童虐待防止法第５条には、児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。子どもに毎日長時間関わる職員として、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、子ども「虐待の早期発見」に努めなければならない。また、前段階として「虐待の発生予防」、そしてすでに「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

1. **虐待の発生予防**

・放課後等デイサービス利用を通じて保護者の育児負担を軽減する

・職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげる。

・児童の支援専門家として、子育ての悩みについて助言・援助を行う

・地域活動を通して、地域子育て家庭の孤立を防ぐ等の支援を行う

②**虐待の早期発見**

・子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、虐待の兆しを見逃さないようにする。

・虐待予防チェックシートを活用する

・虐待の可能性が疑われたら、速やかに管理者に伝える。

1. **虐待が発生している家庭への援助**

・管理者と役割分担し、チームで対応する。・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

**【子どもへの対応】**

・子どもの味方であることを伝え、まず安心感をもたせる。

・声かけを多くするなど触れあう機会を増やし、充分な受け止めをし、子どもが愛されて

いるという実感を持てるように関わる。ただし、子どもの親代わりになるのではなく、支援の専門家として、家庭環境など特有の関係に巻き込まれないようにすること。

・自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。

・子どもの安全を最優先し見守りの中でいつもと異なる変化が見られたら速やかに関係機関に連絡する。

**【保護者への対応】**

・できるだけ接触の機会を多くするように心がける。(送迎時・モニタリング以外でも連絡しやすいよう

電話やラインで相談受け付ける。保護者に連絡担当者伝える。)

・追求や非難をしない。追い詰めないことが鉄則。

・不安、怒り、つらさ、悲しみを受けとめ、気持ちにより添う。（受容・共感）

・子育ての不安や悩みには、共に考える姿勢を示し、気づきを援助する。

**３．虐待発見のポイント**

次のような様子が複数見られたら、虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや親の様子・変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列的に記録する。

**◎子どもの様子**

**身体面**・不自然な傷（あざ・目の周りの傷・やけど）がよく見られる

・治療していない傷がある・身長や体重の発達が著しくよくない・言葉や精神発達の遅れがある

・身体が非常に汚れている（爪の伸び・耳垢・虫歯の多さ等）・髪の毛やまつげ、眉毛を抜いてしまう

表情・語りかけに対して表情や反応が乏しい、笑わない、視線が合わない

・人の顔色をうかがい、オドオドしたりビクビクした様子が見られる・おびえた泣きかたをする

・保護者と離れると安心した表情になる

**行動**・食べ物をむさぼるように食べたり、人に隠して食べる

・嘘をつくことが多い・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい

・衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる・落ち着きがなく警戒心が強い・遊びが長続きしない

・小動物をいじめる・年齢不相応な性的言動がみられる

・支援者を試したり、独占したがる、異常に甘える・支援者や子どもとうまくかかわれない

・支援者や子どもに対して乱暴、威圧的、攻撃的である・支援者や子どもとの身体接触を異常に怖がる

**生活の様子**・衣服がいつも不潔である

・基本的な生活習慣が身についていない・予防接種や健康診断を受けていない

・理由なく長期間欠席している

**◎保護者の様子**

**子どもとの関わり**・態度や言葉が拒否的である（誰かに預けたい、期待はずれな子、欲しくなかった子）

・叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている・乱暴に扱ったり、放置している

・子どもに対して冷淡、または無関心である（泣いてもあやさない、抱かない、無視する）

・子どもに能力以上のことを要求する・兄弟姉妹に対して差別的である・月齢や発達にふさわしい食事を与えない、料理をしない・子どもの怪我・やけどに対する説明や、欠席の説明が不自然である

**他者との関わり**・支援者や他の保護者に対して消極的・否定的な態度をとったり、強く出たりする

・支援者や他の保護者との関係がもてない・支援者との会話を避ける、または必要以上によくしゃべる

・説明の内容が曖昧でコロコロ変わる・子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になる

**生活の様子**・地域の交流がなく孤立している

・不衛生な生活環境である・夫婦間の暴力が認められる・経済的に不安定である

・生活のリズムが乱れている

**保護者自身のこと**・表情が硬い・ひどく疲れている・精神状態が不安定である

・被害観が強い、偏った思い込み、衝動的、未成熟等・連絡が取りづらい・被虐待歴がある

**４．虐待が疑われたら**

①　毎日子どもを支援する中で「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が」「十分に世話をしてもらっていないのでは」等、虐待が疑われたら、速やかに管理者に伝える。虐待予防チェックシートを記入する。

②　管理者は家庭環境や保護者の心理状態、児童の様子を把握し、管理者と相談の上、必要に応じ、児童相談所へ連絡する。

1. 職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連携をとりながら継続的に援助していく。（デイサービス全体で情報を共有する）

④　職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身につけ十分配慮する。

**プライバシーについて**

＊通告は守秘義務に優先する

通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません。

児童虐待防止法第６条第３項

＊虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことが可能です。

個人情報保護法第23条第1項第1号

＊現行法上では「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き、法的責任を問われることはない」と解釈されています。日本弁護士連合会子どもの権利委員会

**虐待を疑う（発見)した場合の手順**

1. 管理者に連絡する
2. 虐待予防チェックシートを記入する（発見者）
3. 管理者が相談の上、方針を決定
4. 関係機関へ通告・相談デイサービスでの経過観察・援助
5. 家庭訪問・立入調査見守り依頼安全確保
6. 一時保護・施設入所ネットワーク参加
7. 子どものケア
8. 親子関係修復の援助
9. 家庭復帰再発防止

**５．虐待予防チェックシートの記録**

虐待を疑った時から、記録を残すことが重要となる。「虐待予防チェックシート」を活用し、いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにということを、できるだけ正確に詳しく記録する。子どもがどんな言葉を使っていて、どんな様子を見てそう感じたかを事実をもとに具体的に記録すること。また、チェックがつく場合、虐待を疑うだけではなく、保護者が子育てに悩んでいないか、親子関係は良好か、今後虐待につながる可能性はないか、などについても注意深く観察し、記録することが必要である。

職員全体で「虐待が疑われるかどうか」の視点を統一し、虐待の見逃しを防ぐためにも、

チェックシートを活用すること。

６．関係機関との連携

虐待を生み出す家族は、複合的問題を抱えていることが多く、子どもを虐待から守り、家族修復までの息長い相談援助活動をすすめるためには、様々な関係機関との連携・ネットワークづくりが欠かせない。連携の際には記録が重要となるのでデイサービスで起こったこと発見したこと等を具体的に記録しておく。

関係機関との連携の流れ

①まずは電話連絡し、対応を協議する。緊急時の連絡先を把握しておく。

②情報を提供し、緊急度の判断を待つ。

【緊急性あり（要保護）】

通告を受けた機関は、情報収集や家庭調査を迅速に行い、子どもの安全確認、事実確認、緊急度の判断を行う。そこで緊急度が高いと判断されれば、「立入調査」「一時保護」により子どもの安全を確保する。

【緊急性なし】

緊急度がそれほど高くなく、在宅での援助が可能と判断した場合は、地域の機関が連携して、それぞれの役割を担いながら虐待が起きないように家族を支援する。在宅処遇のケースは全体のほぼ７～８割を占めており、保護した場合でも家庭に復帰した段階で再び在宅処遇の対象になることから虐待援助の主力は地域での支援ということになる。＊その過程で子どもに危険が生じた時には、速やかに子どもを保護する。

デイサービスで「見守り・支援」を依頼された場合の留意点

（１）キーパーソンとなる専門家が誰かを知る。

（２）支援に関わっているチームメンバーとそれぞれが担っている役割を理解する。

（３）キーパーソンとなる専門家と充分な連携をとり、どこにポイントをおいて見守りどのような支援が必要かを具体的に理解する。

（４）放課後等デイサービスに期待されている役割を知る。また、放課後等デイサービスの見守りの限界について具体的にメンバーに伝える。

（５）キーパーソンとなる専門家への報告のタイミングを打ち合わせる。（定期的な報

告の方法・緊急と判断される場合の判断とその報告）

（６）定期的な報告や連絡

放課後等デイサービスは必要に応じて地域のネットワークの一員として**高槻市子ども未来部子育て総合支援センター（高槻市児童虐待等防止連絡会議事務局）**に加わり、積極的に情報の提供と役割分担をすることが求められる。

①多面的で柔軟な対応

複数の関係機関が関与することで、情報が集められやすく、対応策の組み合わせも広

がる。家族を多様な側面から柔軟に支援できる。

②迅速・的確な対応

情報を共有することで問題状況の認識を統一し、援助方針の共通理解を図ることがで

きる。情報交換の中でお互いの機能・役割を理解し、迅速・的確な対応ができる。

③援助者の支え合い

メンバーによる活動、検討を通して援助者相互の支援の場となる。

障がい者虐待の判断にあたってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。この時、

虐待であるかどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことを確認できるまで

は、虐待事案として対応することが必要です。

（１）虐待をしているという自覚は問わない

（２）障がい者の自覚は問わない

（３）親や家族の意向が障がい者本人のニーズと異なる場合がある

施設で起こりやすい虐待

従事者等が意識していなくとも、次のような行為も虐待となります。虐待かどうかは、あくまでも利用者の視点、利用者が苦痛を感じているかどうかの観点で判断されるべきことです。

・どうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要する。

・職員の指示に従わない利用者の食事を取り上げる。

・利用者を管理するために、個室へ閉じ込める。

・指示に従わない利用者を、長時間、正座・直立させる。

・利用者の人格を傷つけるような写真を展示する。

施設内で虐待が起こりやすい背景

①施設等の構造

・施設が密室の構造となっている場合が多い。

・施設の立地が社会的に隔離された場所にある。

②職員

・指導、しつけの一環という意識のもとで、人権意識が欠如している。

・問題行動のある利用者に対する専門的な支援技術が欠如している。

・職員の個人的性格、ストレスが関係している。

・職員が他の職員の虐待を内緒にし、仲間としてかばう傾向がある。

・職員が上司に通告しても改善されない。

③利用者

・虐待を受けた利用者が伝えられない場合が多い。

・虐待を受けた利用者が伝えても理解されない場合が多い。

④保護者

・保護者が「契約を解除されては困る」という負い目を持ち、虐待をする側を守る行動を取る。

虐待防止の体制の整備

（１）虐待防止責任者の設置

管理者等を責任者として設置し責任を持って虐待の未然防止に取り組む職員には機会ある毎に支援方針を確認し浸透させ、徹底させる役割を担う、また職員に対してだけでなく、利用者の家族、外部の見学者等に対しても、重要事項説明書を通じて周知する

・「虐待防止チェックリスト」の実施

・虐待（不適切な事例含む）発生後の検証と再発防止策の検討

権利侵害を許さない施設とするためには、職員一人ひとりが日頃の支援を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘むことが重要となる

（2）虐待防止マニュアルやチェックリストの整備

本マニュアルを用いて、職員の虐待防止に係る心構えや基本的知識の習得等を図ります。また、児童を支援する際に、いつのまにか人権を侵害していることがないか、冷静に振り返ってみることが重要であり、人権を擁護できているかを客観的に自己評価するために、施設職員が自らの行動を定期的に自己点検する「虐待防止チェックリスト」を活用します。その結果を管理者が集計し、職員に周知することで、虐待防止の意識づけにもつなげます。

（3）相談、苦情を活かす仕組みづくり

管理者と職員は、児童と保護者との日常的なコミュニケーションを大切にするとともに、相談・苦情はサービスの質を向上させる上で重要な情報であるとの認識のもとに、日々のサービスを提供します。

ア．児童と保護者との日常的なコミュニケーションの確保(連絡帳　送迎時　電話　モニタリング)

イ．虐待に対する相談・苦情等への対応

ウ．受け付けた苦情やその改善状況等の情報の公開

(4)人権意識、知識や技術向上のための研修

虐待はどの施設でも起こりうる構造的な要因があるとされています。人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るために、人材育成の研修を計画的に実施していく必要があります。内部のみでなく市町村や関係団体が開催する研修等も積極的に参加しましょう。

①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や権利擁護の意識を高める研修

・基本的な職業倫理

・虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解

・過去の虐待事件の事例を知る 等

②職員のメンタルヘルスの研修

・ストレスをためない、何でも話し合える職場づくり

・話し合いを大切にした風通しの良い運営

・アンガーコントロール（アンガーマネジメント）

③障がい特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修

・障がいや精神的な疾患等の正しい理解

・行動障がいの背景、理由を理解するアセスメントの技法

・自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）

・身体拘束、行動制限の廃止

④事例検討

・障がい者のニーズを汲み取るための視点

・個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得

・個別支援計画を活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担 等

（5）虐待防止のための具体的な環境整備

①事故・ヒヤリハット事例の活用

利用者に被害を及ぼすことはなかったが、支援を行う過程でヒヤリとしたり、ハッとしたりした経験を有する事例（ヒヤリ・ハット）の情報を共有し、効果的な分析を行い、虐待の防止に役立てます。また、利用者がケガをして受診する等の事故が起きた場合には、法人本部並びに都道府県及び市町村に対して事故報告書を提出し、再発防止を心がける。

②苦情解決制度の利用

苦情への適切な対応は、利用者の満足度を高めることに加えて、虐待防止の対策の一つです。虐待に関する相談・苦情等に対応するために、苦情解決担当者及び責任者を定め、その体制の積極的な周知を図ります。

管理者は、施設を利用する障がい者の表情や様子に普段と違う気になる所がないか注意を払い、声を掛けて話を聞く等、本人や家族からの訴えを受け止める姿勢を持ち続けることが求められます。また利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先についても周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気を持って接し、施設の対応についての疑問や苦情が寄せられた場合は話を傾聴し、事実を確認することが虐待の早期発見につながります。

③相談支援専門員等外部の活用

相談支援専門員等のモニタリングを活用し、外部から見て支援の実施状況が適切かどうか、虐待につながる可能性がある行為がないかどうか積極的に意見を聞き、必要に応じて改善につなげることも有効

1. ボランティアや実習生の受け入れと地域との交流

多くの目で利用者を見守るような環境づくりは大切です。管理者はボランティアや実習生の受け入れ体制を整え、積極的に第三者が出入りできる環境づくりを進め、施設に対する感想や意見を聞くことにより、虐待の芽に気づき、予防する機会が増えることにつながる

1. 風通しの良い職場づくり

職員は、他の職員の不適切な対応に気が付いたときは、上司に相談した上で、職員どうしで指摘したり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議等で話し合って全職員で取り組めるようにしたりする等、オープンな虐待防止対応を心がけ、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげることが大切となるそのため、支援にあたっての悩みや苦労を職員が日頃から相談のできる体制、職員の小さな気づきも職員がオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しの良い環境を整備することが必要となります。

また、職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、人員配置等も含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。個々の職員の抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望まれます。※職場でのストレスを把握するために、「職業性ストレス簡易調査票」（東京医科大学）等を活用する

●定期的な取り組み

・月次報告：「会議・研修の実施」「ヒヤリハット・苦情」

・自主点検シートによる内部評価

・施設による「自己評価表」と保護者による「評価表（アンケート）」実施

・「職業性ストレス簡易調査票（職員ストレスチェック）」の実施

・虐待防止や権利擁護の意識を高める研修

●勤務中の個人の携帯電話等の携行禁止、不当な撮影の防止

虐待が疑われる事案があった場合の対応

１．虐待発見時の通報の義務

【障がい者虐待防止法】

（障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に係る通報等）

第16条 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２ 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

３ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第１項の規定による通報をすることを妨げるものとして解釈してはならない。

４ 障がい者福祉施設従事者等は、第１項規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

法第16 条第1 項では、「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と規定されており、障がい者福祉施設従事者等は、自身が勤務する施設等であっても、管理者等に報告することや虐待を受けたと思われる障がい者に事実確認をする必要はなく、速やかに市町村に通報する義務があります。明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、疑いを持った場合でも、事実が確認できなくても通報する義務があります。施設の管理者などは、職員や利用者の家族から障がい者虐待について相談を受ける場合などが考えられます。その場合も、障がい者が虐待を受けたと思われる時には、内部で解決を図ることなく、速やかに市町村に通報する義務があります。この時に、市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することになるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進めます。すなわち、障がい者虐待防止法が施行された現在、施設等で障がい者虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有することになります。こうした規定は、障がい者虐待を施設の中で抱え込んでしまうことなく、市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障がい者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

２．通報者の保護

障がい者福祉施設等の虐待を発見した職員が、直接市町村に通報した場合、通報した職員は、障がい者虐待防止法で以下のように保護されます。

【障がい者虐待防止法】

①刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げるものとして解釈してはならないこと（法第16条第3 項）

②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16 条第4 項）。（通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない「過失」による場合は除く。）こうした規定は、障がい者福祉施設等における障がい者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応するために設けられたものです。ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くとされています。

■公益通報者に対する保護規定

①解雇の無効

②その他不利益な扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に専念させること、退職金の減給・没収等）の禁止障がい者福祉施設の管理者や従事者等に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発することが必要です。

③市町村・都道府県による事実確認への協力障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報・届け出があったときは、市町村及び都道府県が、事実を確認するために障がい者やその家族、障がい者福祉施設等関係者からの聞き取りや、障がい者総合支援法第11 条、社会福祉法第70 条等の関係法令に基づく調査等を速やかに開始することとなります。そのため、調査にあたっては、聞き取りを受ける障がい者やその家族、施設関係者の話の秘密が守られ、安心して話せる場所の設定が必要となりますので、適切な場所を提供します。また勤務表や個別支援計画、記録等の提出が求められるので、これらに最大限協力します。

④通報・対応の手順障がい者福祉施設従事者等は、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合の通報

にあたっては、正確な内容を伝えることによって、事実確認が円滑に行われることになります。

その際、虐待を受けたと思われる障がい者の名前や加害の従事者等の名前のほか、虐待の日時、場所、虐待の内容、虐待の証拠となる物の保管場所など、できるだけ詳しい虐待の内容を伝えるようにしてください（伝達の場合は、誰から聞いた情報であると伝える）。虐待の情報を得たものは、速やかに電話等により、第一報を市町村障がい者虐待防止センターに通報します。

・虐待に関する情報を得た従事者等は、直ちに、利用者への適切な配慮をした上で、管理者等に報告し、虐待防止委員会を開催し、速やかに必要な対応を実施します。

・管理者等は、通報の内容等を記録するとともに、情報を分析し、可能性がある場合には、速やかに、通報等の記録とともに、市町村障がい者虐待防止センターに報告します。管理者等は、市町村障がい者虐待防止センターへの報告だけでなく保護者等に連絡する

・虐待の事実を正確に伝えることで、市町村や

県による事実確認が円滑に実施される。

・虐待の日時、場所、内容、証拠品など、でき

るだけ詳しく伝える。

通報者の保護

・通報したことを理由に解雇等の不

利益取り扱いを受けない。

・

身体拘束に対する考え方

１．身体拘束の廃止に向けた取り組み

利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為がある時や自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為がある時には、やむを得ず利用者の身体を拘束したり別室に隔離したりするなどの行動抑制をすることがあります。このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。法では「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障がいのある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束する場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また判断にあたっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

２．身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

①いす等に縛り付ける。

②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

③行動を制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。

④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

1. 自分の意思で開けることのできない個室等に隔離する。

３．やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。以下の３要件に全て当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行います。

【やむを得ず身体拘束を行う３要件】

①切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人当の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がありま

す。

③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

【やむを得ず身体拘束を行うときの手続き】

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援計画会議等で組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス提供管理責任者（児童発達支援管理責任者）、虐待防止責任者等の職員が出席していることが大切です。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、話し合いによって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底して行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期などを統一した方針のもとで決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明

をし、了解を得ることが必要となります。

③必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

虐待早期発見チェックリスト 個人情報 放置厳禁

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 児童氏名 |  |  | 年　　月　　日生(　　歳) | 性別 |  |  |



（参考※5） **虐待防止チェックリスト　職員用（通所施設）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **1.通所者への体罰など** | よくある | 時々ある | ない |
| ①通所者に対して殴る、蹴る、その他のケガをさせるような行為を行ったことがある。 |  |  |  |
| ②通所者に対して、身体拘束や長時間正座、直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。 |  |  |  |
| ③通所者に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。 |  |  |  |
| ④通所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。 |  |  |  |
| **2.通所者への差別** |  |  |  |
| ①通所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。 |  |  |  |
| ②通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。 |  |  |  |
| ③障がいにより克服困難なことを、通所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。 |  |  |  |
| ④通所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。 |  |  |  |
| ⑤通所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。 |  |  |  |
| **3.通所者に対するプライバシーの侵害** |  |  |  |
| ①職務上知り得た通所者個人の情報を他に漏らしたことがある。 |  |  |  |
| ②通所者の同意を事前に得ることなく、所持品を確認したことがある。 |  |  |  |
| ③a（男性職員が）女性通所者の衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある。 |  |  |  |
| ③b（女性職員が）男性通所者の衣服の着脱、排泄等の介助をしたことがある。 |  |  |  |
| ④通所者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。 |  |  |  |
| **4.通所者の人格無視** |  |  |  |
| ①通所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。 |  |  |  |
| ②通所者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。 |  |  |  |
| ③通所者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。 |  |  |  |
| ④通所者を長時間待たせたり、放置したことがある。 |  |  |  |
| ⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。 |  |  |  |
| **5.通所者への強要制限** |  |  |  |
| ①通所者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。 |  |  |  |
| ②通所者の作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。 |  |  |  |
| ③通所者に嫌悪感を抱かせるような作業訓練などを強要したことがある。 |  |  |  |
| ④家族友人等への電話や手紙など連絡を制限したことがある。 |  |  |  |

（参考※5）**虐待防止チェックリスト　施設用**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **1.規定、マニュアルやチェックリスト等の整備** | できている | どちらともいえない | できていない |
| ①倫理綱領、職員規範を定め、職員への周知ができている。 |  |  |  |
| ②虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると共に活用している。 |  |  |  |
| ③緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き、方法を明確にし、利用者や家族に事前に説明を行い、伺意を得ている。 |  |
| ④個別支援計画を作成し、適切な支援を実施している。 |  |  |  |
| ⑤利用者の家族らから情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしている。 |  |  |  |
| **2.風通しの良い職場環境づくりと職員体制** |  |  |  |
| ①職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図れている。 |  |  |  |
| ②上司や職員間のコミュニケーションが図られている。 |  |  |  |
| ③適正な職員配置ができている。 |  |  |  |
| **3.職員への意識啓発と職場研修の実施** |  |  |  |
| ①職員への人権等の意識啓発が行われている。 |  |  |  |
| ②職場での人権研修等が開催されている。 |  |  |  |
| ③職員の自己研鑽の場が設けられている。 |  |  |  |
| **4.利用者の家族との連携** |  |  |  |
| ①利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られている。 |  |  |  |
| ②利用者の家族と支援目標が共有できている。 |  |  |  |
| ③職員として利用者の家族から信頼を得られている。 |  |  |  |
| **5.外部からのチェック** |  |  |  |
| ①虐待の防止や権利擁護について、外部の専門家らによる職員の評価、チェックを受けている。 |  |  |  |
| ②施設事業所の監査において、虐待防止に関わるチェック等を実施している。 |  |  |  |
| ③地域ボランティアの受け入れを積極的に行っている。 |  |  |  |
| ④実習生の受け入れや職場見学を随時受けている。 |  |  |  |
| **6.苦情、虐待事案への対応等の体制整備** |  |  |  |
| ①虐待防止に関する責任者を定めている。 |  |  |  |
| ②虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。 |  |  |  |
| ③職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。 |  |  |  |
| ④施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策等を具体的に文章化している。 |  |  |  |

**関係機関連絡先**

養護者、障がい者福祉施設従事者等、雇用先での障がい者虐待に関する通報又は届出、障がい者虐待防止に関する相談は・・・

**高槻市障がい者虐待防止センター（福祉相談支援課内）**

電話　072-674-7171

ファクス　072-674-5135

障がい者虐待に関する通報又は届出は・・・

**大阪府障がい者権利擁護センター**

電話・ファクス　06-6944-6615

**高槻市子ども未来部子育て総合支援センター（高槻市児童虐待等防止連絡会議事務局）**

受付日時：月曜日～金曜日　9時～17時15分

電話番号：072-686－5363

**大阪府児童虐待110番（大阪府吹田子ども家庭センター）**

受付日時：月曜日～金曜日　9時～17時45分

電話番号：06-6389-2099

受付日時：(平日）17時45分～翌日9時　土曜・休日は終日　電話番号：072-295-8737